

## 令和3年度 6月 新潟市西区農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和3年6月30日(水) 午後3時00分から3時55分
- 2 開催場所 西区役所 健康センター棟 3階 大会議室
- 3 出席委員(15人)

1番(会長) 本間雄一	2番 本間直一	3番 池田一彦
4番 江端美春	5番 大嶋喜芳	6番 梶原政好
7番 高杉隆司	8番 高井利明	9番 原田秀一
10番 松井市雄	11番 岩野惣市郎	12番 鈴木淳子
13番 丸山和秀	14番 渡邊正行	
15番(会長職務代理者) 渡部藤四夫		
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
  - 第1 議事録署名委員選出
  - 第2 議事

議案第24号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第25号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第26号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)に対する意見照会について
議案第27号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	中島 剛	事務局次長	佐藤 清隆
農地係長	上田 芳則	農政振興係長	五十嵐芳彰
- 7 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより6月定例総会を開催します。 議事日程に従い、進めさせていただきます。 本日は、全員ご出席です。 本日の総会は新潟市西区農業委員会会議規則第4条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは委員会会議規則第5条の規定により、本間会長から議長を務めていただきます。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(挨拶)</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員について、お諮りします。 議事録署名委員は、議長である私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>皆さんからご異議がございませんので、12番、鈴木淳子委員、13番、丸山和秀委員を指名します。 それでは、議事として提案している案件に入ります。 議事の都合上、追加議案の議案第27号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案の説明する前に、3ページの案件を地区別にまとめた総括表をご覧ください。 6月総会における許可案件は、坂井輪地区、5条許可1件、赤塚地区、3条許可1件、5条許可1件、黒埼地区、5条許可2件、全地区合計5件です。 それでは、議案を説明します。 追加議案1ページ、議案第27号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。本案件は、令和3年6月25日付け、新潟市長許可案件につき、西区農業委員会に意見照会があったものです。 第1地域、赤塚地区です。1号、所在は西区赤塚で、田・畑合計10筆、5,654㎡について、農地の所有名義を移転する案件です。 申請理由は、農業経営の継承のため後継者へ贈与です。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局の説明がありましたが、ご質問、ご意見はありません。</p>

議 長	<p>んか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。 議案第27号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、お諮りします。 議案第27号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第27号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。 次に、議案第24号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5ページ、議案第24号、農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。 第1地域、坂井輪地区です。1号、所在は西区小新大通2丁目で畑1筆284㎡について売買により露店資材置場とするものです。農地区分は第3種農地です。 次に第1地域、赤塚地区です。2号、所在は西区赤塚で畑2筆495㎡について売買により個人住宅建築敷地とするものです。農地区分は第3種農地です。 次に第2地域、黒埼地区です。3号、所在は西区寺地で畑2筆、329㎡について、使用貸借により個人住宅建築敷地とするものです。農地区分は第3種農地です。 4号、所在は西区木場で畑1筆、629㎡について、賃貸借により露店資材置場敷地とするものです。農地区分は第3種農地です。 4件ともに、調査委員会案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、各地域調査委員長から報告をお願いします。</p>
第1地域調査委員長 (7番)	<p>調査案件は、議案第24号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、2件です。 1号、坂井輪地区です。6月18日に申請地の現地確認を行った結</p>

<p>第2地域調査委員長 (10番)</p>	<p>果、現況は畑でした。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、確認しました。</p> <p>つづいて、聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>申請地は、第3種農地で、農地転用許可基準エー（ア）－a－（b）－（ii）「高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路、いわゆるバイパスの出入口の周囲おおむね300m以内の区域の農地」に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。</p> <p>2号、赤塚地区です。6月18日に申請地の現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、確認しました。</p> <p>つづいて、聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>申請地は第3種農地で、農地転用許可基準エー（ア）－b－（a）「住宅もしくは事業用施設が連たん」する区域の農地に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p> <p>調査案件は、議案第24号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、2件です。</p> <p>3号、黒埼地区です。6月18日に申請地の現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、確認しました。</p> <p>つづいて、聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、</p>
----------------------------	--

	<p>申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>申請地は、第3種農地で、農地転用許可基準エー（ア）－a－（a）「水道管、下水道又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路（バイパス・高速および農業用道路は除く）の沿道の区域で、500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設等がある農地」とする区域の農地に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。</p> <p>次に4号、黒埼地区です。6月18日に申請地の現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、確認しました。</p> <p>つづいて、聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>申請地は、第3種農地で、農地転用許可基準エー（ア）－b－（a）「住宅もしくは事業用施設が連たん」する区域の農地に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p> <p>事務局の説明及び各地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p> <p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第24号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。</p> <p>議案第24号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
議 長	
議 長	

議 長	<p>議案第24号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に議案第25号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案を説明する前に、案件を事業別、地区別にまとめた4ページの総括表をご覧ください。</p> <p>上段の利用権設定等促進事業は、所有権移転、売買4件、賃貸借権移転31件、全地区合計35件の申請です。</p> <p>次に、中段の農地中間管理事業は、当月、賃貸借権設定はありません。</p> <p>次に、下段の農地中間管理事業配分計画は、賃貸借権設定新規2件、配分計画移転37件、全地区合計39件の申請です。</p> <p>それでは、議案を説明します。</p> <p>6ページ、議案第25号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>7ページ、新規分の地区別実績表です。更新分がなかったため、8ページの合計の実績表と同じです。</p> <p>地区別の合計は、赤塚地区1件、面積は5,421㎡、黒埼地区2件、面積は2,439㎡、四ツ郷屋地区1件、面積が1,036㎡ 総合計は4件、面積が8,895㎡です。</p> <p>9ページ、提案文です。</p> <p>「議案第25号 新潟市農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり提案する。</p> <p>令和3年6月30日提出 新潟市西区農業委員会会長 本間雄一」 提案文以降が内訳で、それぞれの契約内容になります。</p> <p>9ページは、所有権移転を行うもの、10ページから16ページは、利用権の移転を行うものです。</p> <p>17ページ、定例総会で議案承認後に西区農業委員会会長から市長あての公告依頼文の案です。公告依頼日は令和3年7月14日です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局の説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>

議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第25号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。</p> <p>議案第25号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第25号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に議案第26号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)に対する意見照会について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>29ページ、議案第26号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更(案)に対する意見照会についてです。</p> <p>この基本構想は、昭和55年に制定された農業経営基盤強化促進法の目的である「効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営体が地域農業生産の相当部分を担う農業構造」の確立を実現するために各市町村が定める計画です。</p> <p>今回、この基本構想を変更する理由は、本年3月26日に、県が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を改正したことに伴い、市が掲げる指標や各目標値の見直しなどを行う必要が生じたためです。</p> <p>市はこの基本構想を変更するに当たり、農業委員会や農協の意見を聴く必要があることから、今回、市長から農業委員会に対して意見照会がありました。</p> <p>今後は、市内の6農業委員会・4農協の意見照会を経て、7月に市の農業振興地域整備審議会で審議されたのち、県と協議する予定です。</p> <p>次に基本構想の変更内容についてです。</p> <p>1点目は「営農類型ごとの農業経営指標の更新」です。</p> <p>主たる農業従事者1人あたりの年間農業所得400万円と年間労働時間1,800～2,000時間程度としたことは、変更ありません。</p> <p>営農類型は、実際に市内で展開されている優良事例を踏まえ、他産業並みの所得を確保できるモデル的な指標として設定し、これまでの18類型19指標を12類型19指標に整理しました。</p> <p>2点目は、認定農業者等の担い手への「農地集積率目標」を定める</p>

議 長	<p>もので、令和4年の目標は85%としました。</p> <p>また「育成すべき経営体の目標」は、主な従事者が他産業並の労働時間で、他産業と遜色のない所得を確保することができる経営体の育成目標として、個人経営体1,500、組織経営体100、合計1,600経営体としました。</p> <p>3点目は「農地利用集積円滑化事業の削除」についてです。</p> <p>これまで実施していた農地利用集積円滑化事業は廃止され、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業に統合一体化されましたので、農地利用集積円滑化事業に関連する記載箇所の削除及び削除に伴う修正をしました。</p> <p>4点目は、その他法律改正や施策の変更に伴う文言等の修正です。</p> <p>以上が、今回変更する基本構想（案）の内容です。</p> <p>次に、30ページ、当委員会から市長への回答についてです。</p> <p>本日の総会で基本構想の変更（案）に対して、意見の有無、意見がある場合はその内容を記載し、市長へ回答したいと考えています。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今、事務局の説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第26号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更（案）に対する意見照会について、お諮りします。</p> <p>議案第26号は原案のとおり決定し、市長に「意見なし」と回答することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
議 長	<p>議案第26号は異議なしと認め、市長に「意見なし」と回答することに決定します。</p> <p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項、新潟市農用地利用配分計画（案）について、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、農地法第5条</p>

<p>事務局</p>	<p>転用届出に関する受理について、報告事項、農地の転用事実に関する照会書について、一括して事務局から説明をお願いします。</p> <p>18ページ、報告事項、新潟市農用地利用配分計画（案）についてです。</p> <p>18ページは新規分の地区別実績表で、黒埼地区のみ2件で、面積は32,669㎡です。</p> <p>19ページは合計の表で、更新はないので、新規と同じ表となります。</p> <p>関係農業者は20ページの1号及び2号が新規分の内訳で、21ページの1号から28ページ37号までが農地中間管理権の移転に関するものです。内訳は個人の賃貸借権を新規に設立した法人に移転するものです。</p> <p>農用地利用配分計画（案）については、移転分も含めて39件となります。</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>説明者が変わります。</p> <p>農地係所管の報告事項を説明する前に、3ページの地区別にまとめた総括表をご覧ください。下段の地区別件数表のとおり、全地区合計21件です。</p> <p>31ページ、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計5件、田畑合計11筆、6,271㎡の解約を受理しました。</p> <p>33ページ、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計3件、田畑合計28筆、18,950㎡の相続による届出を受理しました。なお2号及び3号は農業委員会による農地売却等あっせんの希望はありましたので、農業委員等関係機関に情報提供を行いました。</p> <p>34ページ、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計7件、田畑合計16筆、1,991.09㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>36ページ、報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてで</p>

議 長	<p>す。新潟地方法務局から照会があったものは5件、うち許可を受けているものが1件、許可を受けていないものが4件で、家屋の建築状況、非農地化した事実及び経過年数を確認し、現地調査の上、非農地として回答しました。以上です。</p> <p>ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、事務局報告のとおり決定します。</p> <p>以上で議事として提案した案件について終了します。</p> <p>このほか委員及び事務局から報告事項等はありませんか。</p>
事務局	<p>37ページ、7、8月の業務日程です。</p> <p>はじめに7月の日程です。</p> <p>5日、月曜日、午後3時から、農地部会を区役所303会議室で開催します。農地部会委員、会長及び会長職務代理者の出席をお願いします。</p> <p>27日、火曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。28日、水曜日、午後3時から、第2地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。会場はいずれも区役所303会議室です。30日、金曜日、午後3時から、健康センター棟3階会議室で、農地利用最適化推進委員の皆さんからもご出席いただき、7月定例総会を開催します。終了後には研修会を開催します。</p> <p>次に7月の申請締切日です。農地法7月総会分が7月8日、木曜日、農業経営基盤強化促進法8月総会分が7月21日、水曜日です。</p> <p>次に8月の業務日程です。</p> <p>4日、水曜日、午後3時から、農政振興部会を区役所303会議室で開催します。農政振興部会委員、会長及び会長職務代理者の出席をお願いします。</p> <p>18日、水曜日、午後1時30分から、市町村農業委員会代表者研修会が中央区で開催されます。役員及び推進委員代表の出席をお願いします。</p> <p>19日、木曜日、午後3時30分から、新潟市6農業委員会連絡協議会が中央区で開催されます。会長及び会長職務代理者が出席されま</p>

議 長	<p>す。</p> <p>26日、木曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。27日、金曜日、午後3時から、第2地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。31日、火曜日、午後3時から、8月定例総会を開催します。会場はいずれも区役所303会議室です。以上です。</p> <p>ただ今の事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、以上で6月の定例総会を閉会します。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長 本 間 雄 一

署名委員 鈴 木 淳 子

署名委員 丸 山 和 秀